

## 第2章 事業年度終了後の手続

### 1 事業報告

NPO法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成して所轄庁に提出するとともに、平成29年4月1日以後に開始する事業年度分はその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、平成29年4月1日より前に開始した事業年度分はその作成の日から起算して3年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、NPO法人のすべての事務所に備え置かなければなりません。

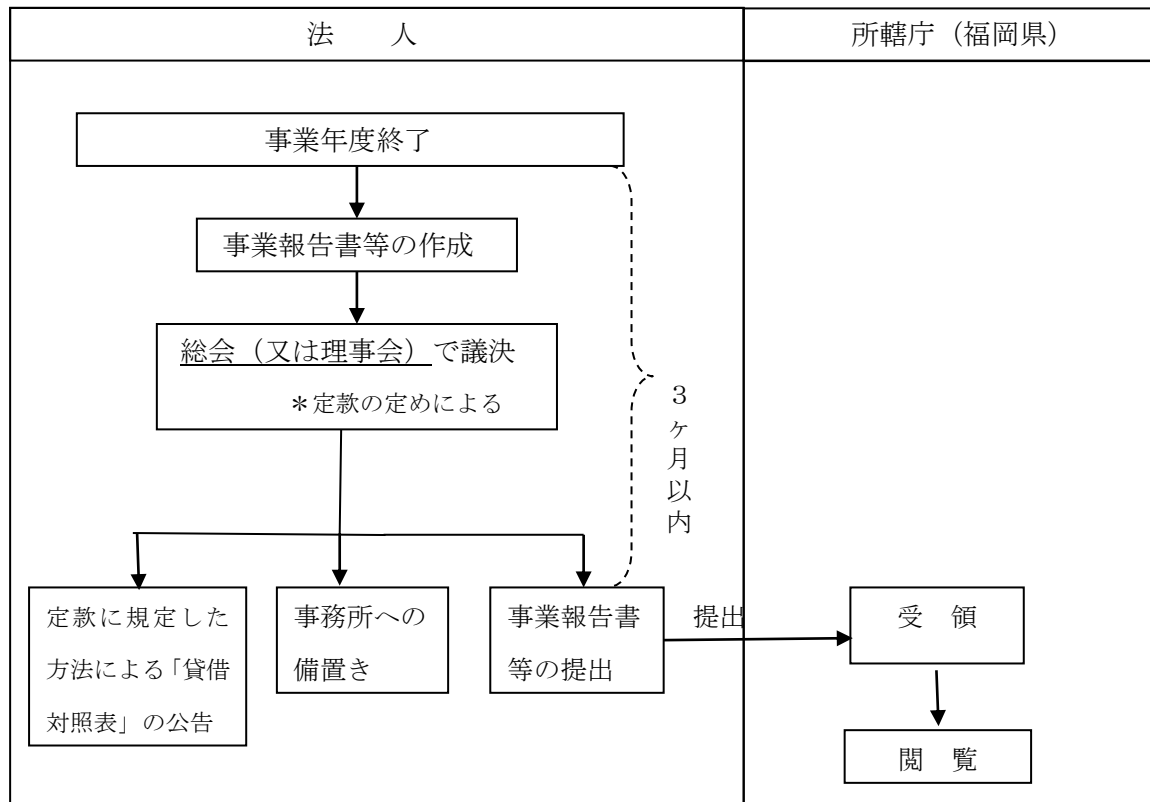
また、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をすべての事務所に備え置かなければなりません。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員・利害関係人に閲覧させなければなりません。

所轄庁は、NPO法人から提出を受けた事業報告書等（平成29年4月1日以後に開始する事業年度分から提出を受けてから5年間、平成29年4月1日より前に開始した事業年度分は3年間）、役員名簿、定款等について閲覧又は謄写の請求があったときは、これを閲覧又は謄写させなければなりません。

法人がこれらの書類の備置き又は提出を怠った場合は、20万円以下の過料処分の対象になるとともに、3年以上にわたって提出を行わない場合は、設立認証の取消しの対象となります。

#### (1) 事業報告の流れ



(2) 所轄庁に提出する書類

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	事業報告書等提出書（福岡県規則第8号）	1部	9
2	前事業年度の事業報告書	2部	10
3	前事業年度の活動計算書(注2)	2部	11又は13
4	前事業年度の貸借対照表	2部	14
5	計算書類の注記(注2,注3)	2部	15又は16
6	前事業年度の財産目録	2部	17
7	前事業年度の年間役員名簿(注4)	2部	18
8	前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿	2部	19

注1) 上記書類は、具体的な事業を実施していない場合も必ず提出しなければなりません。

注2) 定款に、「特定非営利活動に係る事業」のほか、「その他の事業」を定めている場合には、活動計算書の一つの書類の中で別欄表示します。その他の事業を実施していない場合については、脚注において実施していない旨を記載するか、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載します。（11ページ及び15ページを参照）

定款に、「その他の事業」を定めていない場合には、13ページ及び16ページの様式を参照してください。

注3) 計算書類の注記は、活動計算書、貸借対照表を説明するものです。

注4) 7の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿です。

**事業報告書等はいつまでに提出すればいいの？**

毎事業年度終了後3ヶ月以内に提出する必要があります。  
詳しくは、[Q&A1]（106ページ）をご覧ください。

**何も活動していない場合は、事業報告書等を提出しなくていいの？**

提出する必要があります。  
活動していない場合でも、その旨を報告しなければなりません。  
詳しくは、[Q&A2]（106ページ）をご覧ください。

### (3) 貸借対照表の公告

NPO 法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法 28 の 2）。

(注 1) 平成 28 年法改正により、NPO 法人の負担の軽減として、登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、引き続き①法人の透明性を高め、②債権者を保護し、取引の安全と円滑を図るための措置として、貸借対照表の公告が義務付けられました。

(注 2) この規定は、平成 30 年 10 月 1 日以後に平成 28 年改正後の法 28①の規定により作成する貸借対照表について適用されます（平成 28 年改正法附則 4 ①）。

(注 3) (注 2) に関わらず、NPO 法人が施行日（平成 29 年 4 月 1 日）より前に作成、又は施行日から平成 30 年 10 月 1 日の前日までの間に作成した貸借対照表のうち直近の事業年度に係るもの（以下「特定貸借対照表」といいます。）については、次のいずれかのときに定款で定める方法により公告しなければなりません（平成 28 年改正法附則 4 ②③）。

a 平成 30 年 10 月 1 日に平成 28 年改正後の法 28 の 2 ①の規定により作成したものとみなして特定貸借対照表を公告する

b 平成 30 年 10 月 1 日までに特定貸借対照表を公告する

#### □ 貸借対照表の公告の方法

- ① 官報に掲載する方法
- ② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- ③ 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。）
- ④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

(解説)

NPO 法人は、次の①～④のうち、定款で定める方法により、作成後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければなりません。

① 官報に掲載する方法（法 28 の 2 ①一）

② 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法（法 28 の 2 ①二）

(注) ①又は②を選択した場合は、当該貸借対照表の「要旨」を公告することで足り、一度掲載することで公告となります。

③ 電子公告（法 28 の 2 ①三）

インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置による公告をしなければならない期間は、「貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」です。

この場合、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として①又は②の方法のいずれかを定めることができます。

④ 不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法で、公告期間は「当該公告の開始後1年を経過する日までの間」となります。

**貸借対照表の公告以外にも公告事項はありますが、  
貸借対照表の公告のみを別の方法とすることを定款に記載  
できますか？**

貸借対照表の公告のみを別途規定することは可能です。  
詳しくは、[Q&A6]（107 ページ）をご覧ください。

**電子公告の方法として、LINE を使用する方法は  
含まれますか？**

LINE は電子公告の方法として、ふさわしくありません。  
詳しくは、[Q&A7]（107 ページ）をご覧ください。

**貸借対照表の公告方法のうち、「主たる事務所の公衆の  
見やすい場所に掲示」となっているが、自宅の一室を法人の主たる事務  
所とした場合は、どのような場所に掲示すればよいですか？**

法人の主たる事務所の掲示板や入り口付近に掲示することが相応しいと考えられます。詳しくは、[Q&A8]（107 ページ）をご覧ください。